

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町税条例等の一部を改正する条例

（別紙のとおり）